雇用契約書

〇〇〇〇株式会社（以下、「使用者」という。）と××××（以下、「労働者」という。）は、使用者が労働者を雇用するにあたって、次のとおり雇用契約を締結する（以下、「本契約」という。）。

**（雇用）**

**第1条**　使用者は、労働者を本契約に定める労働条件に従って雇用し、労働者は本契約の他、使用者の就業規則等の社内規程や指揮命令に従って勤務する。

**（雇用期間）**

**第2条**　本契約は、雇用期間の定めのない契約とする。

**（業務内容等）**

**第3条**　労働者が従事する業務内容及び就業場所は以下のとおりとする。

①業務内容

事務及びこれに付随する業務

②就業場所

本社（所在：●●）

2　使用者は、業務上の必要がある場合、以下の範囲で前項の業務内容や就業場所を変更することができる。

①業務内容

使用者の定める業務

②就業場所

本社、○○支社及び△△支社

**（就業・休憩時間）**

**第4条**　労働者の就業時間及び休憩時間は以下のとおりとする。

①就業時間

9時から18時まで

②休憩時間

12時から13時まで（1時間）

2　使用者は、業務上の必要がある場合、前項の就業時間や休憩時間を変更し、また、所定時間外労働を命ずることができる。

**（勤務日・休日）**

**第5条**　労働者の休日は以下のとおりとする。

①土曜日、日曜日

②国民の祝日

2　使用者は、業務上の必要がある場合、前項の休日に労働者を臨時就業させ、また、前項の休日をあらかじめ他の日に振り替えることができる。

3　年次有給休暇その他の休暇については、使用者の就業規則第●条で定めるところによる。

**（賃金）**

**第6条**　労働者の賃金は月給制とし、以下のとおりとする。

①基本給　金●円

②通勤手当　金●円

③所定時間外勤務手当　法定超　月60時間以内　25％

月60時間超　　50％

④休日手当　法定休日　35％

⑤深夜勤務手当　25％

⑥賞与　使用者の就業規則第●条に基づき毎年6月に支給する。

⑦退職金　使用者の退職金規程第●条に基づき支給する。

2　賃金の締日は毎月末日、支払日は毎月25日とする。

3　第1項第1号の基本給に関する昇給は、毎年7月1日をもって決定する。

**（解雇）**

**第7条**　使用者は、労働者が以下の各号のいずれかに該当するときは、30日前に予告し、または30日分の平均賃金を支払って解雇することができる。

①精神上または身体の障害のために業務に耐えられないとき。

②著しい勤怠不良が認められ、改善の見込みがないとき。

③労働能率が著しく劣り、向上の見込みがないと認められたとき。

④事業の縮小その他やむを得ない事由により解雇の必要が生じたとき。

⑤その他前各号に準じるやむを得ない事由があるとき。

**（退職）**

**第8条**　労働者は、以下の各号のいずれかに該当するときは、退職とする。

①退職を願い出て、使用者がこれを承認したとき。

②退職を届け出て、2週間が経過したとき。

③無断欠勤が連続30日に及んだとき。

④定年（満65歳）に達したとき。

⑤死亡したとき。

**（懲戒）**

**第9条**　使用者は、使用者の懲戒規程第●条～第●条に定めるところにより、労働者を懲戒処分に処することがある。

**（その他の取扱い）**

**第10条**　本契約に定めのない事項は使用者の就業規則等の社内規程によるものとする。

2　前項の他、本契約及び使用者の社内規程のいずれにも定めのない事項は使用者・労働者の協議により決定する。

以上を証するため、使用者及び労働者は本契約書を2通作成し、それぞれ1通ずつ保有・保管するものとする。

令和○○年○○月○○日

使用者　　　東京都千代田区丸の内○―○―○

　　　　　　　　　　　　　○　○　○　○　株　式　会　社

　　　　　　　　　　　　　代表取締役　×　×　×　×　　　印

労働者　　　東京都港区赤坂×―×―×

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　×　×　×　×　　　印